

一宮市地域新電力会社  
パートナー事業者選定基準

令和4年7月15日

一宮市

1	審査の概要.....	1
(1)	事業者選定基準の位置づけ.....	1
(2)	審査の流れ.....	1
(3)	審査委員会の設置.....	1
(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定.....	2
(5)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定.....	2
2	第一次審査.....	3
3	第二次審査.....	3
(1)	評価の手順.....	3
(2)	評価の点数.....	3
(3)	評価点の算出方法.....	3

## 1 審査の概要

### (1) 事業者選定基準の位置づけ

「一宮市地域新電力会社パートナー事業者選定基準（以下「本書」という。）」は、一宮市（以下「市」という。）が、一宮市地域新電力会社に係るパートナー事業者募集に応募する企業（以下「応募者」という。）の審査にあたり、最も優れた提案を選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、「一宮市地域新電力会社パートナー事業者募集要項」と一体をなすものである。

### (2) 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとする。

応募者が備えるべき参加資格要件を満たしているかを確認する資格審査（第一次審査）を実施し、第一次審査を通過した応募者のみ、提案内容等を審査する提案審査（第二次審査）を実施する。

第二次審査では提案内容を評価し、得点化する。

### (3) 審査委員会の設置

市は、提案審査（第二次審査）に関して、本書を踏まえて総合的に評価を行い専門的見地から助言を受けるために、学識経験者などにより構成される審査委員会を設置する。審査委員会が審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、市が設置した審査委員会の委員は次のとおりである。

（委員名は50音順）

表1 審査委員会 委員名

No	委員名（敬称略）	役職等
1	伊藤 雅一 ★	一宮市環境審議会会長、名古屋産業大学 教授
2	稲垣 憲治	一般社団法人 ローカルグッド創成支援機構 事務局長
3	宇都木 寧	弁護士
4	加藤 義人	岐阜大学 客員教授
5	中島 恵理	信州大学 経法学部 特任教授

★：審査委員会委員長

※ なお、公募・選定期間中に審査委員会の委員に選定の陳情等を行った応募者は、選定対象から除外する。

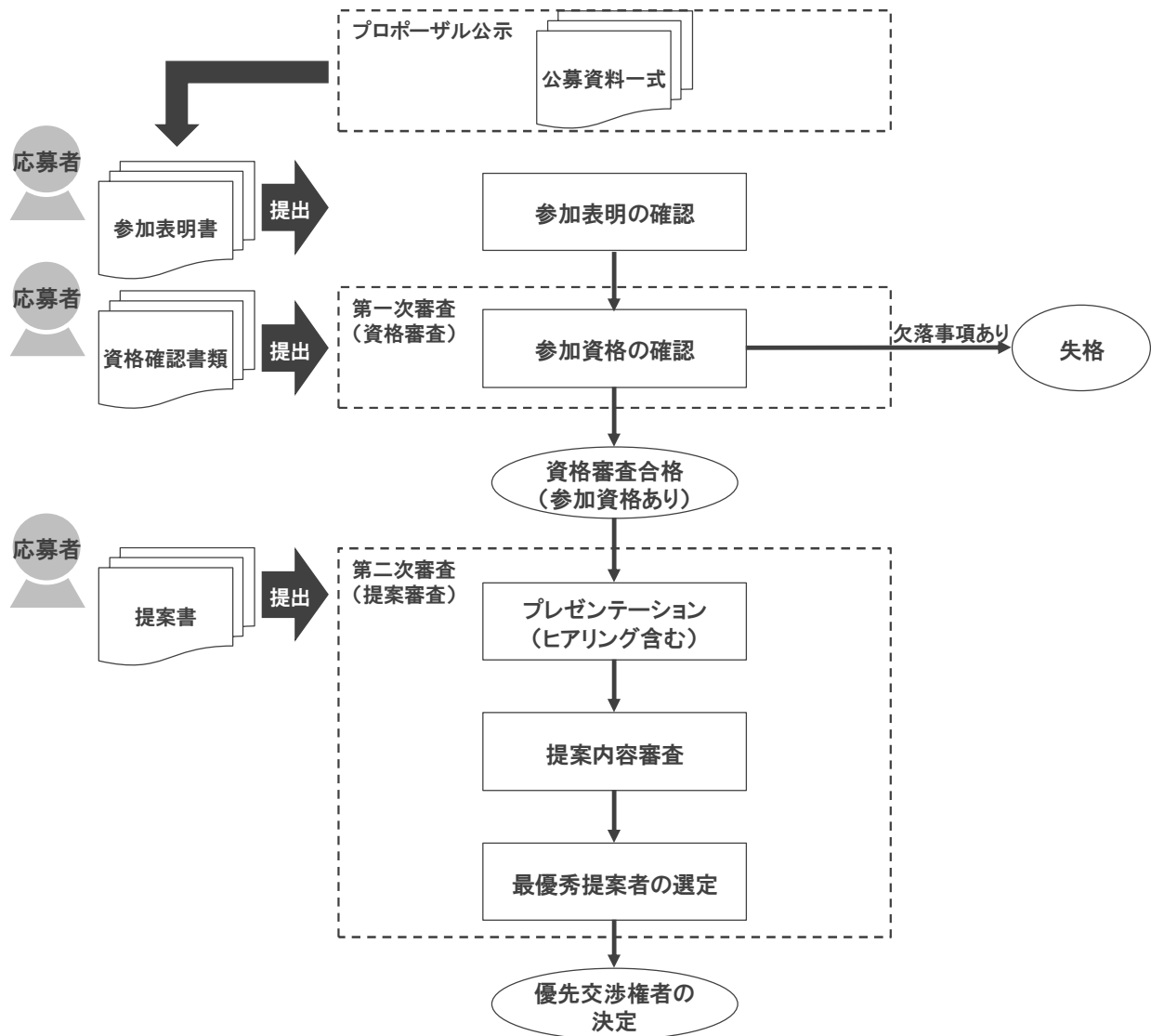


図 1 審査の流れ

(4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

第二次審査の結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定要件として、総合評価点が60%以上であることとする。

なお、第二次審査に進んだ応募者が1者であった場合も選定要件を満たしていれば、当該応募者を優先交渉権者を選定する。

また、採点の結果、評価点数が同点になり優先交渉権者候補が2者以上となった場合には、審査項目(表2)のうち「1~4及び6の項目」の獲得点数の高い応募者を優先交渉権者を選定する。次点交渉権者が2者以上となった場合も同様とする。

(5) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、審査委員会による優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

## 2 第一次審査

---

応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。なお、提出された書類に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

## 3 第二次審査

---

応募者から提出された提案書の内容を審査する。審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション、審査委員会による応募者への質疑応答の実施を予定している。

なお、応募者から提出された提案書に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、ヒアリング等を実施して確認する場合がある。

### (1) 評価の手順

第二次審査は、応募者の提案内容について評価点を算出し、順位付けを行うものとする。

### (2) 評価の点数

200点満点とする。

### (3) 評価点の算出方法

評価点は、表2及び表3に基づき、各委員が評価したものの合計点を委員の数で除して得点を算出する。

表2 審査項目及び配点

No	大項目	小項目	配点
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10
			10
2	電力調達計画	電源構成の基本方針	20
		再生可能エネルギー <sup>※1</sup> 等の電源の調達計画	20
			40
3	電力供給計画	電力供給の基本方針	10
		供給予定先の市有施設の供給計画	20
			30
4	収支計画	収支計画の試算 <sup>※2</sup>	10
		事業効果の算定 <sup>※3</sup>	10
		小売価格・調達価格等の設定方針	10
			30
5	組織管理計画	組織管理の基本方針 事業実施体制及びパートナー事業者の役割分担	20
		需給管理・調整業務の実施方法	10
			30
6	リスク管理計画	本事業におけるリスクの想定及びその対応策、出資者間でのリスク分担	20
		緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫	10
			30
7	利益活用計画	事業利益活用の基本方針	10
		事業利益を活用した事業内容	20
			30
		合計	200

【注釈】

※1\_本公募における再生可能エネルギーの定義とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項に定める電気のエネルギー源に従うものとする。

※2\_燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めて試算すること。燃料調整費は、中部電力ミライズが発表する令和3年度のデータを参照し、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、令和4年度（令和4年5月分から令和5年4月分まで）の3.45円/kWhとすること。

※3\_提案内容には、表4のア～カに示す事業効果について定量的に算出すること

表3 評価の基準と得点化の方法

評価	評価の基準	得点化方法
A	特に優れている。	配点×1.00
B	やや優れている。	配点×0.80
C	標準的な内容である。	配点×0.60
D	やや劣っている。	配点×0.40
E	劣っている。	配点×0.20

表4 事業効果算出式

<p>ア 地域新電力会社が電力供給することによるCO<sub>2</sub>排出削減総量 以下の算出式をもとに、事業開始から10年間の公共施設のCO<sub>2</sub>排出削減総量を計算する。 (公共施設の算出式) 公共施設の現状CO<sub>2</sub>排出量<sup>※4</sup>－地域新電力会社が公共施設に電力供給することによるCO<sub>2</sub>排出量</p>
<p>イ 地域新電力会社が供給する電力の再生可能エネルギー電力量 (算出式) 様式4-9を参照し、地域新電力会社が小売等により供給する電力の再生可能エネルギー電力量<sup>※5</sup>の10年間の合計を計算する。</p>
<p>ウ 地域新電力会社が供給する電力の地産地消費 (算出式) 様式4-9を参照し、地域新電力会社が調達する電力総量のうち、地産電源の電力量の総和を計算する。</p>
<p>エ 地域新電力会社設立による地域経済付加価値 以下の算出式をもとに、事業開始から10年間の地域経済付加価値の合計を計算する。 (算出式) 従業員可処分所得＋地域事業者純利益＋地方税</p>
<p>オ 公共施設のエネルギーコスト削減効果 以下の算出式をもとに、事業開始から10年間の公共施設のエネルギーコスト削減額の合計を計算する。 (算出式) 事業開始当初の供給予定先への、現契約における請求金額と提案内容における請求金額の差分</p>

カ 営業利益<sup>※6</sup>

(算出式)

様式4-9を参照し、事業開始から10年間の営業利益の合計を算出する。

**【注釈】**

※4\_公共施設のCO<sub>2</sub>排出係数は、中部電力ミライズ株式会社が公表する2020年度の調整後CO<sub>2</sub>排出係数「0.379 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)」を採用する。

※5\_本市の廃棄物発電で発電される電力については、本市の廃棄物発電から公共施設と民間施設への小売供給量にバイオマス比率を乗じたものを再生可能エネルギーとして定義する。

※6\_物価変動は考慮しないものとして検討すること。

次ページに内容点審査の審査項目・配点・審査のポイントを示す。



No	大項目	小項目	配点	審査のポイント	募集要項参照項目	主な様式
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の目的（「1. 二酸化炭素排出量の削減」「2. エネルギーの地産地消」「3. 資金の域内循環」）及び方針（得られる収益等を活用し地域の課題解決に取り組むこと）を十分に理解した上で、実現性、継続性や独自性のある提案内容であるか。</li> </ul>	1- (1)、1- (2)、1- (3)、5- (1)	4- 2
		資本金等の調達方針及び調達条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金や借入金等の調達方針について、財務の健全性確保に寄与するものになっているか。また、条件（調達先、金額、出資時期等）が明示されているか。</li> </ul>		
		新会社設立～供給開始までのスケジュール		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域エネルギー電力会社の設立から事業開始までのスケジュールについて、主要な項目がもれなく明示され、具体的かつ実現可能で迅速なスケジュールとなっているか。</li> </ul>		
1	実施方針		10			
2	電力調達計画	電源構成の基本方針	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の目的・方針を踏まえ、電源構成の考え方や電源調達のプロセスが明確に示されているか。</li> <li>調達コスト、安定調達のバランスを考慮したものとなっているか。</li> <li>需要量に対し市のごみ焼却発電の供給量では不足する電力を相対で調達するなど、電力市場高騰のリスクを最小化するような電源構成になっているか。</li> </ul>	1- (1)、1- (2)、1- (3)、5- (6)、6- (2)	4- 3
		再生可能エネルギー等の電源調達計画	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>需要量に対し市のごみ焼却発電の供給量では不足する電力についても、再生可能エネルギー等の電源調達計画が積極的に示され、具体的かつ実現可能な計画となっているか。また、非化石証書等を調達する場合においても、その種類や量が明確に示されているか。<sup>※7</sup></li> <li>市内の再生可能エネルギーを積極的に調達するとともに、不足分については域外から調達するなど事業環境に応じた様々な手法の組み合わせが期待されるか。</li> </ul> <p>※7_再生可能エネルギーに加え、非化石証書の活用も事業の目的である二酸化炭素排出量の削減に資するため、本事業においても再生可能エネルギー等の電源調達の評価に含める。</p>	1- (1)、1- (2)、1- (3)、5- (6)、6- (2)	
2	電力調達計画		40			
3	電力供給計画	電力供給の基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の各公共施設の電力契約状況等や地域新電力の設立目的などを踏まえて、電力供給の考え方やプロセスが明確に示され、かつ妥当性があるか。</li> </ul>	1- (1)、1- (2)、1- (3)、5- (7)、6- (1)	4- 4
		供給予定先の市有施設の供給計画	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>「切替必須施設」について、速やかに地域新電力会社への切り替えが行われる計画となっているか。</li> <li>上記以外の施設について、創意工夫により、市及び地域新電力会社の双方にメリットがある形で多くの施設が地域新電力会社への切り替えが行われる計画となっているか。</li> </ul>	5- (7)、6- (1)	
3	電力供給計画		30			

No	大項目	小項目	配点	審査のポイント	募集要項 参照項目	主な様式
4	収支計画	収支計画の試算	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始から10年間の収支計画において、健全性が確保できる計画になっているか。 (損益計算書) …売上高(経営規模は大きい)、営業利益率(本業によるもうけの割合は高い)、 当期純利益(処分可能利益は多い) など</li> <li>(貸借対照表) …流動比率(支払能力は十分)、有利子負債比率(他人資本に依存し過ぎていない)、 利益剰余金(地域還元事業を見据えた一定の額を確保している) など</li> <li>(C/F計算書) …営業活動によるC/F(増加している)、投資活動によるC/F(適切な年度・妥当な規模 の投資である)、財務活動によるC/F(妥当な資金調達・返済となっている) など</li> <li>資金の調達や返済に無理がなく、収支の見込み方は合理的なものとなっているか。</li> </ul>	5-(4)、5-(5)	4-5 4-9 4-10 4-11 4-12
		事業効果の算定	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の実施により、地域内の経済循環が期待できるものになっているか。</li> <li>公共施設のエネルギーコスト削減効果が期待できるものになっているか、再生可能エネルギーへの切替 にあたり、現行と同等水準もしくは過度にエネルギーコストが増加していないか。</li> </ul>	1-(1)	
		小売価格・調達価格等の設定 方針	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格設定の考え方やプロセスが明確に示されているか。<sup>※8</sup></li> <li>価格設定に対する妥当性の確認について、継続的なモニタリングを行うための具体的な手法が示されて いるか。</li> </ul> <p>※8_再生可能エネルギーが持つ環境価値に関する昨今の市場・制度動向、卸電力市場の価格動向、容量市場 の制度動向を踏まえたものとなっているかどうかも考慮する。なお、電力調達先である市のごみ焼却発電 は、令和2年度、及び令和3年度の容量市場に参加している。</p>	5-(7)、6-(1)	
4	収支計画		30			
5	組織管理計画	組織管理の基本方針 事業実施体制及びパートナー 事業者の役割分担	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施体制について、確実かつ円滑に事業を遂行する体制が明確に示されており、市の方針・施策事 業等を踏まえ、日常的に市と連携・調整を図るとともに、経営の透明性・健全性を確保するための具体 的な提案内容であるか。</li> <li>パートナー事業者による役割分担、業務実施体制、会社を設立する際の組織体制について、適性やリス クを考慮するなどの工夫や配慮が見られ、実践的な体制づくりを期待できる提案内容であるか。</li> </ul>	5-(1)、5-(8)、 5-(10)	4-6
		需給管理・調整業務の実施方 法	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員やシステムの構築・運用<sup>※9</sup>など、業務を確実に遂行するための体制が整っているか。</li> </ul> <p>※9_将来的な需給管理や間接業務の内製化については、パートナー事業者と協議の上検討する方針とする。</p>	4-(2)、5-(8)	
5	組織管理計画		30			

No	大項目	小項目	配点	審査のポイント	募集要項 参照項目	主な様式
6	リスク管理計画	本事業におけるリスクの想定及びその対応策、出資者間でのリスク分担	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業全体を通して想定されるリスクの把握、分析、評価が適切であり、その対応策が必要十分なものとなっているか。<sup>※10</sup></li> <li>関係者間でのリスク分担は妥当なものであり、リスクへの対応策等と整合しているか。</li> </ul> <p>※10_卸電力市場の価格高騰、容量拋出金の負担リスクの他に考慮すべきリスクがあれば含まれているかを考慮する。また、上記のリスク回避策として、令和5年度は本事業の電力供給スキームを小売供給または自己託送、パートナー事業者による小売供給も認めるが、令和6年度以降の電力供給は地域新電力会社の小売供給のみとする。</p>	5-(8)、5-(10)	4-7
		緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時、主な調達先である市のごみ焼却発電の事故発生時など、緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みが明確であり、迅速な対応が図られるものとなっているか。</li> <li>現実の災害を想定した場合の対応、主な調達先である市のごみ焼却発電に事故を想定した場合の対応が示されるなど、具体的で実効性の高い提案内容となっているか。</li> </ul>	5-(8)、5-(10)	
			30			
7	利益活用計画	事業利益活用の基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益活用の基本方針が、事業の目的と整合性が図られたものとなっているか。</li> <li>基本方針が具体的であり、将来の事業展開の方向性が明確に示されているか。</li> </ul>	1-(2)、5-(9)	4-8
		事業利益を活用した事業内容	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容や手法が明確に示され、経営資源や地域資源（ヒト・モノ・カネ）の裏付けがあり、市民の理解が得られる蓋然性が高いなど、実現性・独自性の高い多様な提案がなされているか。<sup>※11</sup></li> <li>提案した事業内容について、提案の根拠となる前提条件やCO<sub>2</sub>削減量等の事業効果を定量的に把握できる提案となっているか。</li> </ul> <p>※11_例えば、以下のような方策が挙げられるが、これらに限らず多様な提案を受け付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 脱炭素型ライフスタイルの普及促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 情報的手法による分散型再エネ電源の普及</li> <li>◇ 太陽光オンサイトPPAの普及</li> </ul> </li> <li>➤ 公共施設の脱炭素化 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 改正省エネ法への対応（再エネ熱・再エネ電力の利用）</li> </ul> </li> <li>➤ 更なる市のブランド価値向上による関係人口の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ カーボンニュートラルな分散型エネルギー導入によるイメージアップ</li> <li>◇ 分散型エネルギー利用によるレジリエンス機能の向上</li> </ul> </li> <li>➤ 地域資源を域内利用するビジネス創出による新たな雇用創出</li> </ul>	1-(2)、5-(9)	
	合計		200			